

# 公立大学法人山形県立保健医療大学教育課程検討委員会規程

平成 23 年 1 月 19 日

規程 第 1 号

改正 平成26年10月31日規程第19号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則(平成21年規則第 1 号)第10条第 2 項の規定に基づき、教育課程に関する検討を行わせるための委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類及び構成)

第 2 条 委員会の種類は、学部に係る教育課程の検討を行わせる学部教育課程検討委員会及び大学院に係る教育課程の検討を行わせる大学院教育課程検討委員会とする。

2 学部教育課程検討委員会は、別表第 1 に掲げる委員をもって構成する。

3 大学院教育課程検討委員会は、別表第 2 に掲げる委員をもって構成する。

(職務)

第 3 条 委員会は、学長の指示に基づき次に掲げる事項を所掌する。

(1) 教育課程の見直しの検討に関すること

(2) 非常勤担当教員の選定方針に関すること

(会議)

第 4 条 委員会には委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、学長が指名する委員がその職務を代行する。

5 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第 6 条 委員長は、委員会において検討した結果を学長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 19 日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日改正)

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別表第 1

理事(教育・学生支援担当) 理事(総務・経営・評価担当) 基礎教員会議代表 各学科長

別表第 2

理事(教育・学生支援担当) 理事(総務・経営・評価担当) 研究科長 各学科長